

学校施設目的外使用団体 代表者 様

守口市教育委員会教育部教育総務課長

学校施設目的外使用について（通知）

標記の件につきまして、令和 7 年 4 月 1 日より学校施設目的外使用の運用を下記の通りとしますので、ご確認ください。

記

1. 団体登録について

初回のみ使用者登録申請において団体番号を取得し、次年度以降においても同じ団体番号を使用してください。ただし、年度途中で登録内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を届け出してください。

ただし、構成員に児童・生徒を 8 割以上含む団体及び公共的団体（スポーツ協会等）に加入されている団体は、構成員名簿もしくは公共的団体に加入していることが分かる証明書（領収書等）の提出が毎年必要です。

2. 使用申請書について

**使用申請書の様式が変わりますので、新様式で申請してください。（別添）**

申請書はこれまで通り使用を希望する月の 2 か月前の末日（例：令和 7 年 8 月使用の場合は令和 7 年 6 月末日）までに、原則各学校へ提出してください。追加申請も同様に各学校へ提出してください。ただし、申請日から使用日までの期間が短い場合等は教育総務課でも受け付けます。

※地域団体等の恒例行事（運動会や祭典等）について事前に学校に使用日時を相談される場合は、必ず使用申請書も同時に学校へ提出してください。

※使用申請書の新様式については、市ホームページに掲載しています。

3. 使用許可書について

これまで通り、使用する月の前月 15 日（15 日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）に許可書を発行しますので、初回使用日までに必ず受け取りをお願いいたします。

なお、使用許可書を郵送で受け取りを希望される場合は、これまで通り返信用封筒をつけて申請してください。

ただし使用料の支払いがある場合は、これまで通り教育総務課窓口で領収書を持参していただき、許可書の受け取りをお願いいたします。

4. 施設使用について

毎月初回使用日に使用許可書を警備員に提示してください。また、許可書に記載している注意事項は遵守の上、使用許可時間内に退出してください。

キャンセルの場合は、使用日の前日（使用日の前日が閉庁日の場合は、閉庁日前）17 時 30 分までに教育総務課まで連絡してください。無断キャンセルや施設使用後の原状復旧ができていない、使用許可書の受け取りがない状態が続いている場合は、今後の使用を制限もしくは不許可とする場合があります。

以上

守口市教育委員会教育部教育総務課  
電話番号：06-6995-3161